

# 委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

## （委託業務の目的）

**第1条** 本仕様書は、徳島県県土整備部東部県土整備局吉野川庁舎が管理する新童学寺トンネルの非常用装置を常に良好な状態に保持・機能させることを目的として実施するものである。

## （業務内容）

**第2条** 本業務の業務内容については、別添「新童学寺トンネル非常用装置点検業務仕様書」及び「点検実施要領」のとおりとする。

## （共通仕様書の適用）

**第3条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

**第4条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

**第5条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （現場責任者届）

**第6条** 受注者は、「現場責任者届」を契約後7日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。また、この「現場責任者届」の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し確認を受けなければならない。

2 受注者は、現場責任者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

3 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

## （事故報告）

**第7条** 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期

日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

#### **（受注者の責任）**

**第8条** 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

#### **（使用機械）**

**第9条** 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

#### **（履行する際の注意事項）**

**第10条** 現場責任者は、本仕様書、特記仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

#### **（業務実施時期等）**

**第11条** 本業務の実施時期は監督職員と協議して定めるものとする。

#### **（交通誘導警備員等）**

**第12条** 本業務においては、交通整理の必要日数として、2日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員A（昼間勤務）を合計2名（交替要員〔無し〕）、交通誘導警備員B（昼間勤務）を合計1名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、監督員に提出するものとする。

#### **（点検結果の報告）**

**第13条** 点検結果をとりまとめ、報告書として2部提出するものとする。

#### **（その他の事項）**

**第14条** 本業務の実施に際しては、次の諸規定を参考にすること。

- ① 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（令和2年4月 国土交通省）
- ② 電気通信施設点検基準（案）（令和元年12月）